

津市公告第136号

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務について、
別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和5年9月6日

津市長 前 葉 泰 幸



津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務
公募型プロポーザルについて

1 業務概要

(1) 業務名

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務

(2) 履行期間

業務の内容	期日
津市学校給食用献立作成支援システム構築業務	契約締結日より令和6年8月31日まで
津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで（長期継続契約）
津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで（長期継続契約）

(3) 提案上限額

年度	業務名	金額
令和6年度	津市学校給食用献立作成支援システム構築業務	756,000円
	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	598,000円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	266,000円
	合計	1,620,000円
令和7年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和8年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援シ	456,000円

	テム保守・サポート業務	
	合計	1,480,909円
令和9年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和10年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和11年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	427,273円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	190,000円
	合計	617,273円
総 額		8,160,909円

(4) 実施形式

公募型企画提案（プロポーザル）方式

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）とする。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を

除く。

- (9) 公告日から過去5年の間に国又は地方公共団体（人口10万人以上）への学校給食用献立作成支援システムの導入実績を有すること。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和5年9月6日（水）
実施要領等の配布	令和5年9月6日（水）から
質問書の受付	令和5年9月6日（水）から 9月14日（木）午後3時まで
質問書の回答期限	令和5年9月20日（水）市ホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和5年9月26日（火）午後3時まで
企画提案書提出期限	令和5年10月3日（火）午後3時まで
第1次審査（書面審査）	令和5年10月13日（金）
第1次審査結果通知	令和5年10月16日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年10月25日（水）
審査結果通知	令和5年10月26日（木）以降

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市学校給食用献立作成支援システム

更新及び運用等に係る業務プロポーザル実施要領」による。